

「第 1 回 行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会」協議結果

No.	協議事項	行 田 市	羽 生 市	結果
1	事業実施主体	・「新たな一部事務組合」を設立	・「新たな一部事務組合」を設立	決定
2	事業全体 スケジュール	・「令和 9 年度中」の新施設完成及び稼働	・「令和 9 年度中」の新施設完成及び稼働	決定
3	共同処理事務 ①分別区分 ②収集運搬 ③整備する施設	<p>①ペットボトル及び剪定枝は、資源化 プラスチックごみは、不燃ごみから可燃ごみに変更 ※ 現在、資源リサイクル審議会で継続審議中</p> <p>②収集運搬は、各市で独自対応</p> <p>③可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、 剪定枝資源化施設、リサイクル用ストックヤード</p>	<p>①既存の分別区分を基本に、ごみ減量化のための新たな資源化も視野に入れて検討中 プラスチックごみは、今後の国の動向を注視</p> <p>②収集運搬は、各市で独自対応</p> <p>③可燃ごみ、不燃・粗大ごみ処理施設は整備する方針 ごみの減量化や資源化のための新たな施設の共同整備について検討中</p>	継続 審議
4	経費の負担割合	<p>・施設整備費は、均等割 30%、人口割 70%</p> <p>・稼働翌年度から、人口割をごみ量割に読み替える</p> <p>・用地取得費及び周辺環境整備費の負担は、施設整備費の扱いとする</p>	<p>・施設整備費は、均等割 10%、人口割 90%</p> <p>・稼働翌年度から、人口割をごみ量割に読み替える</p> <p>・用地取得費及び周辺環境整備費の負担は、施設整備費の扱いとする</p>	継続 審議